

## 東北学生陸上競技連盟規約

### 第1章 総則

第1条 本連盟は、東北学生陸上競技連盟 (Collegiate Athletics Federation of Tohoku:CAFT) と称し、事務所を仙台市内（仙台市宮城野区小田原1丁目5番37号）に置く。

第2条 本連盟は、東北6県（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）に所属する大学、短期大学、及び高等専門学校の陸上競技部の加盟をもって組織する。

2. 東北を代表し、公益社団法人日本学生陸上競技連合に加盟する。

第3条 本連盟は、東北における学生陸上競技を代表する団体であり、学生精神に則り、これを統括し、加盟校相互の親睦を深め、競技力向上に努め。広く陸上競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学生陸上競技に関する競技会
- ② 競技力向上・普及に関する諸事業
- ③ 東北学生陸上競技連盟記録の認定
- ④ 審判講習会
- ⑤ 表彰
- ⑥ その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 加盟校

第5条 本連盟に加盟できる大学等の資格は、学校教育法、同法施行細則の設置基準によって設置された大学（大学院を含む）、短期大学（短期大学部を含む）、及び高等専門学校（第4・5学年）とする。

2. 本連盟への加盟は、各大学等に承認された1団体に限り、加盟校は本連盟と類似の団体を組織することはできない。

第6条 加盟校は、本連盟の規約を遵守しなければならない。

第7条 加盟校は、毎年指定された期日までに加盟分担金を添えて、当該年度の加盟手続き、個人登録手続きをしなければならない。

第8条 加盟校は、毎年指定された期日までに当該年度の役員名、事業予定を提出しなければならない。

第9条 本連盟に新たに加盟しようとする大学等は、公認団体証明書、加盟申請書、規約遵守誓約書をもって申請し、代表委員総会の承認を得なければならない。

### 第3章 学生競技者

第10条 本連盟の学生競技者は、本連盟加盟校の学生として、陸上競技を愛好し、陸上競技を通じて心身を鍛錬し、相互の親睦等の目的のためにのみ陸上競技を行わなければならない。

第11条 本連盟学生競技者は、加盟校を通して個人登録手続きをしなければならない。

2. 本連盟学生競技者は代表委員総会の決議により決定する個人登録費等を毎年度納めなければならない。

第12条 本連盟学生競技者が休学する場合、休学期間中は、本連盟競技者の資格を喪失する。休学の事実が生じた場合、加盟校は、直ちに本連盟に届けなければならない。

第13条 休学した本連盟学生競技者が同一年度に復学した場合、本連盟への届け出と同時に本連盟競技者としての資格が復活する。

第14条 学生精神にもとる行為をした本連盟競技者は、その行為の発生時より1年間、学生競技者の資格を失う。

- ① 停学処分を受けた者
- ② 学生競技者精神に反する行為をした者

第15条 実業団チーム在籍競技者が、本連盟加盟校に進学し、本連盟に登録する場合は、在籍した実業団チームの監督の承諾書を提出しなければならない。ただし、1年以上前に実業団チームを正式に退部した者については、この限りではない。

### 第4章 役員

第16条 本連盟に次の役員をおく。

以下の役員は、加盟校の学生以外の関係者をもって充てる。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 会長：1名     | ⑤ 各加盟校より1名   |
| ② 副会長：若干名   | ⑥ 常任理事：10名程度 |
| ③ 顧問：若干名    | ⑦ 監事：2名      |
| ④ ヘッドコーチ：1名 | ⑧ 総務委員長：1名   |

以下の役員は、加盟校の学生をもって充てる。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ① 幹事長：1名 | ④ 幹事：40名程度      |
| ② 秘書：1名  | ⑤ 代表委員：各加盟校より1名 |

③会計：1名

第17条全ての役員は、理事会の議を経て、代表委員総会の決議により決定する。

2. 役員の任期は2年とし、加盟校推薦理事、学生役員は1年とする。ただし再任は妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、本連盟業務に関して報酬を受けることができない。ただし、本連盟は、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

第18条会長は、本連盟を代表して、会務を総括する。

第19条副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できない場合は、職務を代行する。

第20条顧問は、会長、副会長、ヘッドコーチを退いた者を会長が推薦する。

2. 顧問は、本連盟の最重要事項の諮問に応じる。

第21条ヘッドコーチは、常任理事を代表し、学生競技者の競技力向上を図るとともに学生役員に助言を与え、本連盟業務遂行の円滑化を図る。

第22条理事は、理事会を構成し、本連盟の業務を遂行する。

第23条常任理事は、会長、副会長、ヘッドコーチと共に業務執行理事として、学生競技者の競技力向上と共に主催競技会の円滑な運営を図り、本連盟業務全般を執り行う。

2. これらの任務遂行のために常任理事の中から総務担当、強化担当およびその他必要な業務担当を選任する。
3. 総務担当常任理事は、本連盟の運営および事業に関する業務の調整等を行う。
4. 強化担当常任理事は、選手強化に関する強化基本方針の策定および実施、本連盟代表選手の選考案作成等を行う。

第24条監事は、本連盟の会計業務を監査し、その結果を代表委員総会及び理事会に報告する。

2. これらの任務遂行のために代表委員総会、理事会への出席、質問が保証される。

第25条幹事長は、幹事会が推薦し、幹事会を代表し、学生の業務を総括する。

第26条秘書は、幹事会が推薦し、幹事長を補佐し、幹事長が業務を遂行できない場合は、

職務を代行する。

第27条会計は、幹事会が推薦し、会計業務を掌握する。

2. 本連盟の年度ごとの予算及び決算案を作成する。

第28条幹事は、幹事校（仙台大学、東北大学、東北学院大学、東北福祉大学、宮城教育大が推薦する。

2. 幹事は、幹事会を構成し、幹事長、秘書、会計を補佐し、一般業務を執り行う。

第29条代表委員は、各加盟校より1名選出し、代表委員総会を構成する。

## 第5章 会議

第30条本連盟に次の会議を設ける。

- ① 代表委員総会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会
- ④ 幹事会

第31条代表委員総会は、本連盟の最高決議機関であり、5月・12月に会長が招集し、次の事項を審議・決定・承認する。

- ① 事業報告
  - ② 決算および監査報告
  - ③ 次年度事業計画
  - ④ 次年度予算案
  - ⑤ 役員の選任
  - ⑥ 規約・細則等の制定及び改廃
  - ⑦ 新規加盟校の承認
  - ⑧ その他、本連盟の重要事項
2. 臨時代表委員総会は、会長が必要と認めた場合、及び加盟校の3分の1以上が書面をもって要求した場合、会長が招集する。
3. 代表委員総会の招集は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面、または電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
4. 代表委員総会は、代表委員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。
5. 代表委員総会の議決は、出席委員（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6. 次に掲げる代表委員総会の議決は、出席委員（委任状を含む）の3分の2以上の同意を必要とする。

- ① 役員解任
- ② 規約の変更
- ③ 新規加盟校の承認

7. 代表委員総会の議長は、会長とする。

第32条理事会は、本連盟の業務執行決定機関であり、5月・12月に代表理事（会長）が招集し、次の事項を審議・承認する。

- ① 事業報告
- ② 決算および監査報告
- ③ 次年度事業計画
- ④ 次年度予算案
- ⑤ 役員選任・解任
- ⑥ 規約・細則等の制定及び改廃
- ⑦ 新規加盟校の承認
- ⑧ その他、本連盟の重要事項

2. 理事会は、審議・承認した事項を代表委員総会に諮る。

3. 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、及び理事の3分の1以上が書面をもって要求した場合、会長が招集する。

4. 理事会は、連盟の業務執行決定機関として全ての理事で構成される。学生3役（幹事長、秘書、会計）は出席し、説明義務や質疑への回答義務を持つ。

5. 理事会の招集は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面、または電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

6. 理事会は、理事の過半数（委任状を含む）をもって成立する。

7. 理事会の議決は、出席理事（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8. 次に掲げる理事会の議決は、出席理事（委任状を含む）の3分の2以上の同意を必要とする。

- ① 役員解任
- ② 規約の変更
- ③ 新規加盟校の承認

9. 理事会の議長は、会長とする。

第33条常任理事会は、ヘッドコーチが必要と認めた時に招集し、本連盟業務の円滑な遂行のため、次の事項を審議・決定する。

- ① 学生競技者の競技力向上に関わる事項

- ② 主催競技会の円滑な運営に関わる事項
  - ③ その他、本連盟業務全般に関わる事項
2. 学生3役（幹事長、秘書、会計）は常任理事会に出席し、説明義務や質疑への回答義務を持つ。
  3. 常任理事会の議長は、ヘッドコーチとする。

第34条幹事会は、幹事長が必要と認めた時に招集し、秘書、会計と共に一般業務を執り行う。

2. 幹事会の議長は、幹事長とする。

第35条全ての役員は、12月の代表委員総会において決定する。

## 第6章 会計

第36条本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第37条本連盟は、模範的な競技者、チーム、本連盟に功績のあった者を表彰する。

2. 受賞者は理事会が推挙し、代表委員総会において決定する。

## 第8章 罰則

第38条加盟校及び競技者が、本連盟の規約に反する行為をした場合は、会長が指名する特別審査委員会を設けて、これを審査する。

2. 必要があれば、代表委員総会の議を経て、会長がこれを罰する。

## 第9章 規約の改正

第39条本規約の改正は、理事会の議を経て、代表委員総会において、3分の2以上の同意（委任状を含む）を必要とする。

## 第10章 補足

第40条本規約の施行にあたり、必要と認められる細則については、別に定める。

第41条本規定は令和5年（2023年）12月23日より施行する。

昭和62年10月17日 制定

平成4年12月12日 一部改正

平成11年2月20日 一部改正

平成13年2月25日 一部改正

平成17年12月5日 一部改正

平成 22 年 5 月 16 日 一部改正

令和 2 年 12 月 12 日 一部改正

令和 5 年 12 月 23 日 一部改正